

## ○補助要件、補助金額等

別表第1(第4条関係)

補助対象設備等	補助要件	補助対象経費	補助金額
【共通事項】	(1) 補助対象設備等は、未使用品であり、かつリース品でないものとする。 (2) 補助対象設備等は商用化されているものとする。	すべて税抜金額とする。	補助金額は、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
1 太陽光発電設備	(1) 自らが居住し、又は居住する予定である村内の一戸建て住宅、事業所若しくは当該住宅及び事業所と同一敷地内に設置する太陽光発電設備であること。 (2) 発電した電気を、住宅、事務所又は補助対象者の同一世帯の者が所有するEV若しくはPHEVで、補助対象者が個人においては30パーセント、事業者においては50パーセント以上自家消費すること。 (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。 (4) 設備の更新ではないこと。 (5) 同一の補助対象設備について、過去に補助金の交付を受けていないこと。	設備費及び工事費	(1) 住宅又は当該住宅と同一敷地に設置する太陽光発電設備の場合は、1キロワットあたり10万円に、太陽光発電設備を構成する太陽電池の最大出力(キロワット表示とし、小数点以下第2位未満の端数については四捨五入する。)を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。 (2) 事業所又は当該事務所と同一敷地に設置する太陽光発電設備の場合は、1キロワットあたり5万円に、太陽光発電設備を構成する太陽電池の最大出力(キロワット表示とし、小数点以下第2位未満の端数については四捨五入する。)を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。
2 断熱性向上リフォーム	(1) 自らが居住し、又は居住する予定である村内の既存住宅(事務所及び店舗その他これらに類する	工事費	補助対象経費の2分の1とし、30万円を限度とする。

用途の部分に有する兼用住宅にあっては、住居部分に限るものとする。)において施工するつぎのいずれかの断熱改修

- ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号第 4 号に定める居室(以下「居室」という。)の窓を単板ガラスから複層ガラスに替える又は新たにサッシを設置することにより二重サッシとする改修
- イ 居室の屋根、小屋裏又は床に断熱材を新たに設置する改修

(2) 村内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に当該工事を実施させること。

(3) 当該工事を実施する住宅が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に実施についての承諾を得ること。

(4) 本人又は本人と同一世帯の者が、過去 10 年間に同一の建物についてこの要綱による補助金の交付を受けていない者。

ただし、補助対象経費 からは、国、県又は村の他の制度の補助対象経費を除く。

## ○必要書類

別表第2(第5条、第9条関係)

補助対象設備等	交付申請書添付書類	実績報告書及び交付請求書添付書類
1 太陽光発電設備	(1) 設置する住宅の位置図 (2) 既存住宅の場合は、設置予定場所の現況写真 (3) 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書の写し (4) メーカー、型式及び容量等設備の使用が確認できる書類	(1) 設置費用及びその内訳が記載された支払を確認できる書類 (2) 設置状況を写した写真 (3) 設置設備の保証書の写し (4) 売電申込が確認できる書類（太陽光設備であって、余剰電力を売電する場合に限る。）
2 断熱性向上リフォーム	(1) 改修する既存住宅の位置図 (2) 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書の写し (3) 改修内容及び使用する製品の規格が確認できる書類 (4) 改修箇所を示す平面図（住宅全体の間取りが確認できるもの） (5) 改修箇所を示す写真	(1) 改修費用及びその内訳が記載された支払を確認できる書類 (2) 改修状況を示す写真